電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金 支給のご案内



支給対象世帯

令和 5 年12月 1 日現在、練馬区に住民登録をしており、次のAB のいずれかに当てはまる世帯

A 5年度分の住民税が均等割のみ課税の世帯

▶1世帯あたり 10万円

※練馬区から「電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金(3万円)」を受給した世帯は7万円を支給

(A)のうち、18歳以下の児童(平成17年4月2日以降生まれ の児童)の児童がいる世帯

▶児童1人あたり 5 万円

- ●申請方法
 - 2月下旬に「確認書」を送付します。 令和6年5月31日(必着)までに返送してください。
- ●支給時期 申請から支給までに3週間程度かかります。
- (B) 5年度分の住民税が非課税で、「電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金 (7万円)」を練馬区から受給した 18歳以下の児童(平成17年 4月2日以降生まれの児童)がいる世帯
 - ▶児童1人あたり 5 万円 ■申請不要
- ●申請方法
 - 2月下旬に「お知らせ」を送付します。申請(返送)は不要です。
- ●支給時期
 - 3月上旬より順次支給します。

Bの世帯のうち、以下の世帯は申請が必要です。

- ・令和6年2月13日時点で、練馬区から「電力・ガス・食料等価格高騰支援 給付金(7万円)」を受給していない世帯
- ・令和5年12月2日以降に生まれた児童がいる世帯 など
- ●<u>申請方法</u> 2月下旬より順次「確認書」を送付します。 令和6年5月31日(必着)までに返送してください。
- ●<u>支給時期</u> 申請から支給までに3週間程度かかります。



電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金 の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に ご注意ください!

練馬区や国(の職員)から「電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金」給付のために、手数料の振込などを要求することは絶対にありません。

振込を要求するような電話がかかってきたり、郵便、メールが届いた場合、 練馬区や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

最新の情報は、練馬区ホームページを ご確認ください。



練馬区ホームページ

お問合せ

練馬区価格高騰支援給付金コールセンター

03-5984-4753

受付時間 平日9:00~17:00